

運営主体	①地方公営企業法 (一部適用)	②地方公営企業法 (全部適用)	③特定地方独立行政法人 (公務員型)	④一般地方独立行政法人 (非公務員型)	⑤PFI	⑥指定管理者制度	⑦民間譲渡
定義	・公共的サービスを経済性にに基づき効率的に提供する手段であり、独立採算を原則とし、特別会計を通じて長期的にも受益と負担の関係を明確にした事業運営が図られる	・公共的サービスを経済性にに基づき効率的に提供する手段であり、独立採算を原則とし、特別会計を通じて長期的にも受益と負担の関係を明確にした事業運営が図られる ・条例の定めにより、地方公営企業法の組織に関する規定及び職員の身分の取り扱いに関する規定も含めてすべての規定を適用する	・住民の生活や地域社会の安定などの公共上の見地から確実に実施される必要がある事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要はないが、民間の主体では確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために地方公共団体が設立する法人 ・特定地方独立行政法人は、地方独立行政法人のうち、その業務の停滞が住民の生活や地域社会の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす等のため、役員及び職員を地方公務員とする法人	・住民の生活や地域社会の安定などの公共上の見地から確実に実施される必要がある事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要はないが、民間の主体では確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために地方公共団体が設立する法人	・民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備(公共施設等の建設、改修、維持管理、もしくは運営又はこれらに関する企画)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保する。	・普通地方公共団体は、公共の施設(住民の福祉をもってその利用に供するための施設)の設置の目的を効果的に達成するためには、条例の定めるところにより、当該公共施設の管理を行わせることができる。	
根拠法令	地方公営企業法(財務のみ)	地方公営企業法	地方独立行政法人法	地方独立行政法人法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	地方自治法	
施設の開設者	・地方公共団体(首長)	・地方公共団体(首長)	・地方公共団体(首長)	・地方公共団体(首長)	運営方法により異なる	・地方公共団体(首長)	・民間法人
経営責任者	・首長	・管理者 ・管理者は首長が任命	・独立行政法人(理事長) ・理事長は首長が任命	・独立行政法人(理事長) ・理事長は首長が任命	運営方法により異なる	・指定管理者 (地方公共団体の議会の決議により決められる)	・民間法人
中期目標等	義務付けなし	義務付けなし	・中期目標は自治体が作成し議決が必要 ・中期計画は法人側が作成し首長の認可、議会の承認が必要	・中期目標は自治体が作成し議決が必要 ・中期計画は法人側が作成し首長の認可、議会の承認が必要	義務付けなし	義務付けなし	義務付けなし
予算	・首長が原案作成、調整 ・議決必要 ・単年度主義	・管理者が原案作成 ・首長が調整 ・議決必要 ・単年度主義	・独立行政法人が編成 ・議決不要	・独立行政法人が編成 ・議決不要	運営方法により異なる	・指定管理者が編成 ・議決不要 ・単年度主義	・民間法人が編成 ・議決不要
職員	・地方公務員(自治体職員) ・首長が任命 ・定数は条例で規定	・地方公務員(企業職員) ・管理者が任命 ・定数は条例で規定	・地方公務員(法人職員) ・理事長が任命 ・定数は中期計画の範囲内で弾力的に運用	・非公務員 ・理事長が任命 ・定数は中期計画の範囲内で弾力的に運用	運営方法により異なる	・非公務員 ・指定管理者の代表者が任命 ・定数の規定なし(指定管理者内で管理)	・非公務員 ・民間法人の代表者が任命 ・定数の規定なし(法人内で管理)
評価制度	なし(議会によるチェック)	なし(議会によるチェック)	評価委員会の設置(自治体側)	評価委員会の設置(自治体側)	義務付けなし	義務付けなし	義務付けなし

主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体の長を管理責任者とし、医療法上の病院管理者は地方公共団体の長が任命するが、病院自身の経営責任については不明確な性格を有する。 ●組織・定数が法令等で定められているため、医療環境の変化に応じた柔軟な対応が困難である。また、医療に精通した専門家を外部から登用することや職員を長期間在職させて育成することが困難である。 ●一般公務員と同様の給与体系であるため、病院の経営状況や業績が給与に反映されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●病院事業管理者を置き、経営の責任と権限を付与することが可能となる。 ●全国の一部適用から全部適用に移行した自治体病院の事例をみると、経営が改善した病院は一部に限られる。 ※法的には担保されるはずの予算・給与・人事権等の権限が実質的には管理者に付与されていないためと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公営企業法の適用がないため、管理者の権限強化による医療制度改革への迅速な対応、効率的な病院運営及び医師等の医療従事者の確保等に適した制度である。 ●役員は特別職地方公務員、職員は一般職地方公務員の身分となる。 ●地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。 ●地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。 ●設立団体は、地方独立行政法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。 ●独立採算制であり、公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、設立団体が負担するものを除き、「原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。 ●行政の責任で企業債の残債償還及び負債の解消、累積欠損金処理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公営企業法の適用がないため、管理者の権限強化による医療制度改革への迅速な対応、効率的な病院運営及び医師等の医療従事者の確保等に適した制度である。 ●地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。 ●地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。 ●設立団体は、地方独立行政法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。 ●一部適用や全部適用からの移行においては、現在の職員の身分や給与制度の大幅な見直しを伴うために労働組合の反発が予想され、転換には十分な準備期間と配慮が必要となる。 ●一般地方独立行政法人は地方公共団体が設立する法人であり、その責任は中期目標の設定ならびに中期計画の認可及び評価によって担保される。 ●行政の責任で企業債の残債償還及び負債の解消、累積欠損金処理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業リスク(建築リスク)の一部を民間が負担する。明確にリスク等を分担しなければならないため、契約までの手続きに時間がかかる。 ●単年度予算との整合が必要となる。 ●比較的大型な案件に限定される可能性がある。 ・BTO方式 民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。 ・BOT方式 民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式。 ・BOO方式 民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営をするが、公共への所有権移転は行わない方式。 ・RO方式 民間事業者が自ら資金を調達し、既存の施設を改修・補修し、管理・運営を行う方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の建設費用の負担ならびに設置者は地方公共団体で、基本的な責任は地方公共団体が負うこととなるが、施設の管理運営を地方公共団体以外の事業者が行う手法である。 ●現在の当該病院勤務医が民営化されることによって離脱しないような組織体制づくりが一つの課題である。 ●職員身分は指定管理者に引継がれる事例が多いが、一般地方独立行政法人化と同様に、身分や給与制度の大幅な見直しを伴うために労働組合の反発が予想される。 ●行政の責任で企業債の残債償還及び負債の解消、累積欠損金処理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の施設を民間事業者へ売却し、民間事業者が病院の運営を行う経営形態であるが、現施設の老朽化が著しい場合や採算的に厳しい地域においては、買取りに応じる民間事業者が存在するのかが課題となる。 ●当該民間事業者への移管により、大学医局との連携構築や診療機能における専門性維持、地域医療を担う中核病院としての機能確保、地域医療に期待される不採算部門の継続が必ずしも担保されるとは限らない。 ●現在の当該病院勤務医及び職員が民営化されることによって離脱しないような組織体制づくりが課題となる。 ●行政の責任で企業債の残債償還及び負債の解消、累積欠損金処理を行う必要がある。
------	---	--	---	--	---	---	--